

告 示 第 4 号

令和8年1月16日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長 遠 藤 章



建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格審査申請書の追加受付について（公告）

令和8年度において鹿児島市水道局が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の委託契約（以下「建設工事等の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の追加受付について、下記のとおり公告します。

記

1 追加受付の対象者

令和8年度において鹿児島市水道局が発注する建設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者

2 資格要件

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年告示第3号に定める資格要件を満たす者であること。

3 申請書の受付等

(1) 受付期間

令和8年1月27日（火）から同年2月6日（金）まで（当日消印有効。持参の場合は、土曜日及び日曜日を除き、午前8時45分から午後4時30分まで）

(2) 申請書の提出方法

郵送又は持参

(3) 申請書書式

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者が別に定める様式による。申請書等の様式は、鹿児島市水道局ホームページにおいて入手することができる。

(4) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（鹿児島市水道局本庁舎2階）

電 話 099-213-8511

FAX 099-285-6779

4 格付等

建設工事の競争入札に参加しようとする者の建設工事施工能力審査は工事の種類ごとに次に掲げる事項について行い、鹿児島県内に本店を有する者に係る格付は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事及び水道施設工事についてその審査結果を総合的に勘案し、必要な等級区分に格付するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数
- (2) 工事成績
- (3) 工事施工高
- (4) 登録年数
- (5) 減点要素
- (6) その他の加算要素

5 名簿登載

競争入札に参加する資格があると認めた者については、鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

6 名簿の有効期間

作成された名簿の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、令和9年度以降の申請書を提出している場合に限り、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者が新たに令和9年度以降の名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。